

## <論文投稿規程>

1. 投稿者の資格：投稿者は共著者もふくめ原則として公益社団法人日本母性衛生学会会員に限る。
2. 論文の種別：論文の種別は、原著、研究報告、速報、事例報告、依頼稿、特集などで、母性衛生の向上に寄与しうるもので、他誌に発表していないものに限る。
  - 1) 原 著：科学論文として論理的で独創的な新知見が示されており、母性衛生としての学術上の価値があると認められた論文。
  - 2) 研究報告：原著論文の条件は満たさないが、研究成果をまとめたもので掲載の意義があると認められた論文。
  - 3) 速 報：新しい研究方法の開発、将来発展する価値のある新知見を早急に報告する論文。
  - 4) 事例報告：稀な事例で今後の実践に有益な論文。
  - 5) 依 頼 稿：会員に役立つもので、依頼した論文を原則とする。
  - 6) 特 集：特定のテーマに関する複数の専門家に依頼した原稿を原則とする。

### 3. 研究倫理

#### ・倫理審査関係

医学研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日制定、令和5年3月27日一部改正）に従って行われる必要がある。上記倫理指針は、研究責任者に研究実施の適否について倫理審査委員会への付議を義務付けており、原則として論文投稿には倫理審査委員会の承認証が必要である。ただし、上記倫理指針には、以下にあげるいずれかに該当する研究はこの倫理指針の対象としないと記載されているので、それに該当する研究は倫理審査委員会の承認証は不要である。なお、倫理指針は随時見直しと改正がおこなわれているので、研究実施にあたっては、その時の最新の指針に従うこと。

その場合、著者は以下のどの研究に該当するかを投稿時の設問に記載する。

ア. 法令の規定により実施される研究

イ. 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究

ウ. 試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

- ①既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般的に入手可能な試料・情報
- ②個人に関する情報に該当しない既存の情報
- ③既に作成されている匿名加工情報

※編集委員会で、その正否を確認の上、論文の受理の適否を決定する。

### 4. 利益相反に関する事項の開示

共著者を含めた全著者は、投稿論文の内容に関し「利益相反に関する規程」に基づき、当該論文の利益相反に関する事項について申告書（様式 2-1、様式 2-2）を用いてその状況を開示しなければならない。なお、引用文献の前に「本論文内容に関連する利益相反事項はない。」又は「著者○○○○は

△△△△との間に本論文内容に関連する利益相反を有する。」と記載する。

## 5. 投稿方法

論文の投稿はオンライン投稿システム「Scholar One Manuscripts™」により下記のことをアップロードする。

- ① カバーレター
- ② 本文（別に定める原稿執筆要領に従って作成する）
- ③ 利益相反自己申告書
- ④ 倫理審査通知書及びすべての著者が研究にかかわったことがわかる研究計画書
- ⑤ 著者リスト
- ⑥ 英文抄録 native check 証明書

## 6. 投稿論文の受付日と受理日および採否

- 1) 投稿論文の受付日は、オンライン投稿システムに全てのデータがそろい正しい投稿方法による投稿であることが事務局で確認された日とする。
- 2) 投稿論文の受理日は編集委員会で、論文が採択された日とする。
- 3) 投稿論文の採否は査読を経て編集委員会が決定する。
- 4) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 5) 論文受理後は、最終原稿並びに著者すべてが自筆署名した著作権譲渡同意書の PDF ファイルをオンライン投稿システム上にアップロードする。

## 7. 著者校正

本誌に掲載するための校正は著者が行う。ただし、編集委員会が求める加筆・修正以外は原則として認めない。著者による大幅な加筆・修正があるときは再査読を要するものとする。

## 8. 論文の掲載料

オンラインジャーナル掲載時、タイトル・所属・著者名・本文・英文抄録すべて含み、11 頁までは無料とする

これを超えるものは、1 頁につき 17,000 円（税別）の掲載料を請求する。

尚、カラーによる掲載も可とする。

## 9. 著作権

本誌に掲載した論文の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）はすべて公益社団法人日本母性衛生学会に帰属する。

## 10. 投稿における不正行為

投稿者は、日本母性衛生学会誌「母性衛生」論文投稿に関する不正行為防止のためのガイドライン（※）を遵守し、不正行為を行ってはならない。（※HPに掲載）

投稿における不正行為が明らかになった場合には、筆頭著者及び共著者は 3 年間本学会誌への投稿は受理しない。また、投稿、掲載された論文は不正行為が判明した時点で削除、却下する。

附則 この規程は、2019年1月7日から施行する。

この規程は、2021年6月23日一部改正

この規程は、2021年7月20日一部改正

この規程は、2022年2月22日一部改正

この規程は、2022年11月22日一部改正

この規程は、2023年1月10日一部改正

この規程は、2023年3月25日一部改正

この規程は、2023年6月22日一部改正